

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められている仙台塩釜港に統合し、同港の名称を仙台湾港に改めるものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする事。

(附則関係)